

# 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)緊急経済対策における税制上の措置について

Issue 163, May 1, 2020

## In brief

2020年4月20日、政府は4月7日に閣議決定された緊急経済対策(「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策 ～国民の命と生活を守り抜き、経済再生へ～」)の変更<sup>1</sup>を閣議決定するとともに、2020年度(令和2年度)一般会計補正予算(第1号)等(令和2年4月7日閣議決定)についても、変更の閣議決議を行いました。変更後の緊急経済対策は、「雇用の維持と事業の継続」に係る追加予算を約8.8兆円上乗せし、総額で117.1兆円程度の事業規模(財政支出は48.4兆円程度)となる過去最大の経済対策となっています。

緊急経済対策の関連法(「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」及び「地方税法等の一部を改正する法律」、以下、「特例法」)は、2020年4月30日に可決成立し、同日に公布・施行されました。本ニュースレターでは特例法に基づき、主な税制措置について解説をいたします。

## In detail

### 1. 特例法における税制措置の概要

緊急経済対策では、新型コロナウイルス感染症(以下、「感染症」)のわが国社会経済に与える影響が甚大なものであることに鑑み、①感染拡大防止のための措置に起因した事業者の収入の急減への対応、②厳しい経営環境にある中小事業者等への対応、③政府の自粛要請を踏まえた、文化芸術・スポーツイベントの中止等した主催者への対応として、以下のような国税及び地方税の改正が行われています。

国税通則法関連	・納税の猶予の特例(国税)、徴収の猶予の特例(地方税)
中小企業関連	・大規模法人等以外の法人の欠損金の繰戻しによる還付(国税) ・テレワーク等のための中小企業の設備投資税制(中小企業経営強化税制の拡充)(国税) ・中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置 ・生産性向上特別措置法に規定する先端設備等取得に係る固定資産税の特例措置の拡充
個人所得税関連	・指定行事の中止等により生じた払戻請求権を放棄した場合の寄附金控除又は所得税額の特例控除の特例(国税、住民税) ・住宅借入金等を有する場合の所得税額の特例控除(住宅ローン控除)の特例(国税、住民税) ・給付金の非課税等(国税、住民税)
消費税関連	・消費税の納税義務の免除の規定の適用を受けない旨の届出等に関する特例
その他の間接税	・特別貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税 ・自動車税、軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長 ・耐震改修した住宅に係る不動産取得税の特例措置の適用要件の弾力化

<sup>1</sup> [https://www5.cao.go.jp/keizai1/keizaitaisaku/2020/20200420\\_taisaku.pdf](https://www5.cao.go.jp/keizai1/keizaitaisaku/2020/20200420_taisaku.pdf)

## 2. 国税通則法関連

### 納税・徴収の猶予制度の特例

感染症の影響により2020年2月以降の収入に相当の減少があり、納税が困難である事業者等に対し、無担保かつ延滞税なしで1年間納税を猶予する特例が設けられました。延納の措置は、2020年2月1日から2021年1月31日までに納期限が到来する、すべての税目が対象とされ(印紙税等は除く)、黒字であっても収入減少などの要件を満たせば制度の適用が可能とされます(適用要件の詳細は、2020年4月30日付通達「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律による納税の猶予の特例の取扱いについて」において解説されています)。

本制度を適用しようとする場合には、施行日から2月後、又は納期限(申告納付期限が延長された場合は延長後の期限)のいずれか遅い日までに申請書を所轄税務署に提出する必要があります。但し、特例法施行日において既に納期限が到来している納税額(納期限が2020年2月1日以後に到来するものに限る)についても、施行日から2月以内に申請書<sup>2</sup>を提出することにより、本制度の適用を受けられる場合があります。本制度は、地方税についても徴収の猶予制度として同様の措置が図られています。

	現行制度		特例法による措置
	通常の納税猶予	相当な損失を受けた場合の納税の猶予	
<b>制度の概要</b>	災害その他の理由により納付が困難と認められる場合に1年間納税を猶予	災害により財産につき相当な損失を受けた場合に1年間納税を猶予	感染症の影響で収入に相当の減少があった場合に2020年2月1日から2021年1月31日までに納期限が到来する国税、地方税について1年間納税を猶予
<b>適用要件</b>	災害その他の理由により納付が困難と認められる場合	災害により、納税者がその財産につき相当な損失を受けた場合(納付困難の有無を問わない)	感染症の影響で、2020年2月1日以後における一定の期間(1年以上)において、収入に相当の減少(前年同期比概ね20%以上の減少 <sup>3</sup> )があった場合で、納付が困難と認められる場合
<b>申請手続き等</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請の期限なし</li> <li>該当する事実があること及びその該当する事実に基づきその国税を一時に納付することができない事情の詳細、当該猶予を受けようとする金額及びその期間、分割納付の方法等を記載した申請書に、当該該当する事実を証するに足りる書類、財産目録、担保の提供に関する書類その他の政令で定める書類を添付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害の止んだ日から2月以内(但し納期限(申告納付期限が延長された場合は延長後の期限)前)までに申請</li> <li>相当な損失を受けたことの実情の詳細、当該猶予を受けようとする金額及びその期間その他の政令で定める事項を記載した申請書に、当該事実を証するに足りる書類を添付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施行日(2020年4月30日)から2月後、又は納期限(申告納付期限が延長された場合は延長後の期限)のいずれか遅い日までに申請</li> <li>感染症等の影響による事業収入の減少等の事実があること及びその国税の全部又は一部を一時に納付することが困難である事情(向こう半年間の事業資金を考慮)の詳細、当該猶予を受けようとする金額及びその期間その他の政令で定める事項を記載した申請書に、感染症等の影響による事業収入の減少等の事実を証するに足りる書類、財産目録その他の政令で定める書類を添付</li> </ul>
<b>猶予の措置</b>	延滞税は軽減(年1.6%、但し、納期限後延納適用までは通常の延滞税が発生)、担保が必要	延滞税は免除、担保は不要	延滞税は免除、担保は不要

<sup>2</sup> [https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu\\_konnan/pdf/0020004-143\\_02.pdf](https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan/pdf/0020004-143_02.pdf)

<sup>3</sup> 2020年4月30日付通達「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律による納税の猶予の特例の取扱いについて」

### 3. 中小企業関連

#### 3.1 大規模法人等以外の法人の欠損金の繰戻しによる還付

現行の中小法人に係る欠損金の繰戻還付制度の特例として、資本金が1億円超10億円以下の法人の2020年2月1日から2022年1月31日までの間に終了する各事業年度において生じた欠損金額について、繰戻還付制度の対象とする措置が設けられました。該当する法人は、当該期間の事業年度に生じた欠損金額をその事業年度の前年度(還付所得事業年度)に繰り戻して法人税額の還付を請求できます。なお、対象法人からは大規模法人及び大規模法人の100%子法人は除外されています<sup>4</sup>。

還付金額: 還付所得事業年度の法人税額 × (欠損事業年度の所得金額(注) / 還付所得事業年度の所得金額)

(注) 法人が還付金額の計算の基礎として還付請求書に記載した金額及び分母の金額を限度とする。

上記の各事業年度(清算中に終了する事業年度を除く)分の法人税につき確定申告書を2020年7月1日前に提出した法人(本制度の対象とならない法人を除く)のその各事業年度において生じた欠損金額については、2020年7月31日までに納税地の所轄税務署長に対して還付請求書を提出<sup>5</sup>することにより、欠損金の繰戻しによる還付制度が適用できます。

なお、本制度の対象とならない場合でも、感染症の影響による災害損失が生じた場合には、従前の災害損失欠損金の繰戻還付制度を適用できる場合もあります。

#### 3.2 テレワーク等のための中小企業の設備投資税制(中小企業経営強化税制の拡充)

雇用の維持と事業の継続のため、テレワーク導入支援の補助金制度(IT導入補助金制度)が設けられていますが、現行の中小企業経営強化税制の拡充として、テレワーク等のための設備投資減税措置が導入されました。中小企業経営強化税制では、中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けた一定の中小事業者等が、2021年3月31日までの期間内に、経営力向上計画の特定経営力向上設備等の取得等をして指定事業の用に供した場合に、即時償却又は税額控除(7%、資本金が3千万以下の法人は10%)を認めるものです。中小企業等経営強化法施行規則の改正(2020年4月30日)により、施行日(2020年4月30日)以後に認定されたデジタル化設備が税制措置の対象に含まれることとなります。

類型	生産性向上設備(A 類型)	収益力強化設備(B 類型)	デジタル化設備(C 類型)
要件	生産性が旧モデル比年平均1%以上向上する設備	投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備	遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当する設備
対象設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機械装置</li> <li>・測定工具及び検査工具</li> <li>・器具備品</li> <li>・建物附属設備</li> <li>・ソフトウェア(情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機械装置</li> <li>・工具</li> <li>・器具備品</li> <li>・建物附属設備</li> <li>・ソフトウェア</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機械装置</li> <li>・工具</li> <li>・器具備品</li> <li>・建物附属設備</li> <li>・ソフトウェア</li> </ul>

(出所:財務省作成資料を基に作成)

<sup>4</sup> (1) 大規模法人(資本金の額又は出資金の額が10億円を超える法人、保険業法に規定する相互会社)、(2) 大規模法人との間にその大規模法人による完全支配関係がある普通法人、(3) 複数の完全支配関係がある大規模法人に発行済株式等の全部を直接又は間接に保有されている普通法人、(4) 投資法人、(5) 特定目的会社

<sup>5</sup> [https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/hojin/annai/1554\\_38.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/hojin/annai/1554_38.htm)

**3.3 中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置**  
感染症の影響により、厳しい経営環境に直面している中小事業者等に対して、償却資産と事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の負担を軽減する措置が導入されました。

制度の概要	感染症の影響で事業収入割合が対前年比 70%以下となる中小事業者等の固定資産税及び都市計画税を減免
対象となる事業者	2020年2月から10月までの連続する3月の期間の事業収入が、前年の同期間と比べて70%以下となる中小事業者等
対象資産	償却資産と事業用家屋
税制措置	2021年分の固定資産税及び都市計画税について 事業収入割合が50%超70%以下→課税標準を50%に軽減 事業収入割合が50%以下→課税標準を零とする
申請手続き等	2021年1月31日までに、認定経営革新等支援機関等の認定を受けて各市町村に申告

**3.4. 生産性向上特別措置法に規定する先端設備等取得に係る固定資産税の特例措置の拡充**  
感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、固定資産税の特例措置の適用対象に、一定の事業用家屋及び構築物が加えられました。

現行の先端設備等取得に係る固定資産税の特例措置では、生産性向上特別措置法の先端設備等導入計画の認定を受けた一定の中小事業者等が、2021年3月31日までの期間内に、先端設備等(機械及び装置、器具及び備品、工具、建物附属設備)の取得をした場合に、3年間の固定資産税の減免を認めるものです。

生産性向上特別措置法施行規則の改正(2020年4月30日)により、先端設備等に一定の事業用家屋及び構築物が追加され、施行日(2020年4月30日)から2021年3月31日までの期間内に、認定先端設備等導入計画に従って取得をした一定の事業用家屋及び構築物について、課税年度から3年間、固定資産税の特例措置の適用が認められることとなりました。

#### 4. 個人所得税関連

**4.1 指定行事の中止等により生じた権利を放棄した場合の寄附金控除又は所得税額の特別控除の特例**  
個人が、指定行事<sup>6</sup>の中止等により生じた入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄を指定期間(2020年2月1日から2021年12月31日までの期間)内にした場合において、放棄払戻請求権相当額又は特定放棄払戻請求権相当額<sup>7</sup>については、寄附金控除又は所得税額の特別控除の適用が受けられません。住民税についても同様の措置が設けられています。

なお、入場料金等払戻請求権の行使を2020年2月1日から特例法施行日以後6月を経過する日までの間に行って払戻しを受け、特例法施行日以後9月を経過する日までの期間内に当該払戻しを受けた金額以下の金額の寄附金の支出をしたときは、上記の特例の適用を受けることができます。

上記の寄附金控除の適用を受けるためには、確定申告の際に、指定事業の主催者により交付された特例対象イベント証明書のコピーと払戻請求権放棄証明書を申告書に添付することが必要とされます。

#### 4.2 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除(住宅ローン控除)の特例

新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延等により、2020年12月31日までに居住の用に供することができなかった場合等についても、一定の要件を満たすときは、期限内に居住の用に供したものと同様の住宅ローン控除が受けられるように適用要件の弾力化が図られています。

<sup>6</sup> 不特定かつ多数の者を対象とするイベントであって、2020年2月1日から2021年1月31日までに日本国内で開催する予定だったものであり、感染症が発生したことによる国又は地方公共団体からの行事の中止、延期又はその規模の縮小の要請を受けて中止若しくは延期又はその規模の縮小を行った行事であると認められるものとして、文部科学大臣が指定するもの

<sup>7</sup> 放棄払戻請求権相当額及び特定放棄払戻請求権相当額は、20万円を上限とする

住宅ローン減税制度	住宅の新築取得等で特例取得に該当する住宅ローン控除(13年)	中古住宅(特例増改築等を行う既存住宅、要耐震改修住宅)の取得に係る住宅ローン控除
感染症の影響による入居等の遅延	特例取得をした家屋を2020年12月31日までにその者の居住の用に供することができなかった場合	中古住宅(特例増改築等を行う既存住宅、要耐震改修住宅)の取得の日から6月以内に居住の用に供することができなかった場合
住宅ローン控除の適用要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症の影響によって取得した住宅への入居が遅延</li> <li>・取得等の契約が一定期間までに行われている(新築の場合は2020年9月末、建売住宅・中古住宅の取得、増改築等の場合は2020年11月末まで)</li> <li>・取得した住宅を2021年1月1日から12月31日までの間にその者の居住の用に供している</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取得後に増改築等を行った中古住宅への入居が、感染症の影響によって遅延</li> <li>・増改築等の契約が、中古住宅取得の日から5月以内又は特例法施行日(2020年4月30日)から2月以内までに行われている</li> <li>・増改築等を行った中古住宅を2021年12月31日まで(増改築等の日から6月以内)にその者の居住の用に供している</li> </ul>

#### 4.3 給付金の非課税等

特別定額給付金及び子育て世帯臨時特別給付金については所得税、住民税が非課税とされ、当該給付金受給の権利については国税の滞納処分による差し押さえができないこととされます。

### 5. 消費税

#### 消費税の納税義務の免除の規定の適用を受けない旨の届出等に関する特例

感染症の影響により、2020年2月1日以後の事業収入が著しく減少した事業者が、当該減少のあった課税期間以後の課税期間について、事業者免税点制度を適用すること又は不適用とすることが必要となった場合において、税務署長の承認を受けたときは、課税事業者選択届出書等を本来の期限までに提出したものとみなす等の特例措置が設けられました。

制度の概要	感染症の影響で事業収入が著しく減少した事業者の課税事業者選択届出書・課税事業者選択不適用届出書の提出期限の特例を整備
対象となる事業者	2020年2月1日から2021年1月31日までの期間(特例法施行後に申告期限が到来する課税期間に限る)のうち、一定期間(1月以上の任意の期間)の事業収入が著しく減少(前年同期比概ね50%以下)した事業者
税制措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・課税期間の開始後の申請による適用の変更を認める(課税事業者選択、又は課税事業者選択不適用)</li> <li>・課税選択等を行った場合の、2年間の継続適用を不要とし、翌課税期間に適用を取り止めることを認める</li> </ul>
申請手続き等	課税期間の申告期限までに申請書 <sup>8</sup> を提出し、税務署長の個別の承認を得ることが前提

### 6. その他の間接税

#### 特別貸付けに係る契約書の印紙税の非課税

新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた事業者に対して、公的金融機関<sup>9</sup>や民間金融機関等<sup>10</sup>が行う特別貸付けに係る契約書で、特定日(2021年1月31日)までに作成されたものについて、印紙税が非課税とされます。なお、特例法施行日(2020年4月30日)前に作成され、既に印紙税が納付されている場合は還付が行われず。

<sup>8</sup> [https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/keizaitaisaku/shohi/0020004-129/pdf/sinsei\\_1.pdf](https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/keizaitaisaku/shohi/0020004-129/pdf/sinsei_1.pdf)  
[https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/keizaitaisaku/shohi/0020004-129/pdf/sinsei\\_2.pdf](https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/keizaitaisaku/shohi/0020004-129/pdf/sinsei_2.pdf)

<sup>9</sup> 地方公共団体、(株)日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫など

<sup>10</sup> 銀行、信用金庫、信用協同組合など

---

## Let's talk

---

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

### **PwC 税理士法人**

〒100-6015 東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 5 号 霞が関ビル 15 階

Email: [pwcjapan.taxpr@jp.pwc.com](mailto:pwcjapan.taxpr@jp.pwc.com)

[www.pwc.com/jp/tax](http://www.pwc.com/jp/tax)

パートナー  
高野 公人

パートナー  
鬼頭 朱実

パートナー  
白崎 亨

ディレクター  
荒井 優美子

シニアマネージャー  
小原 一博

マネージャー  
朝倉 雅彦

PwC 税理士法人は、PwC のメンバーファームです。公認会計士、税理士など約 720 人を有する日本最大級のタックスアドバイザーとして、法人・個人の申告をはじめ、金融・不動産関連、移転価格、M&A、事業再編、国際税務、連結納税制度など幅広い分野において税務コンサルティングを提供しています。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose (存在意義) としています。私たちは、世界 157 カ国に及ぶグローバルネットワークに 276,000 人以上のスタッフを有し、高品質な監査、税務、アドバイザーサービスを提供しています。詳細は [www.pwc.com](http://www.pwc.com) をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2020 PwC Tax Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.